

第3回  
相模原市・津久井町・相模湖町  
合併協議会

日時：平成17年3月13日（日）午後2時30分から

場所：けやき会館 5階 大樹の間

<相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会事務局>

〒229-0036 相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階

TEL(042)769-8206(直通) FAX(042)768-4066

E-mail:kouiki-7@city.sagamihara.kanagawa.jp

# 目 次

## 議 事

### <協議事項>

協議第18号	公共的団体等の取扱いについて（継続協議）	1
協議第27号	補助金、交付金等の取扱いについて（継続協議）	2
協議第32号	地域自治区等の設置及び都市内分権について（継続協議）	3
協議第28号	一部事務組合等の取扱いについて（修正協議）	6
協議第33号	新市まちづくり計画について（継続協議）	9

## 協議第18号

### 公共的団体等の取扱いについて（継続協議）

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成17年3月13日提出

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長 小川 勇夫

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整に努める。

- 1 共通の目的を持った団体は、原則として合併時に統合できるよう調整に努める。
- 2 共通の目的を持った団体で、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- 3 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。

## 協議第 27 号

### 補助金、交付金等の取扱いについて（継続協議）

補助金、交付金等の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成 17 年 3 月 13 日提出

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長 小川 勇夫

補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実情等に配慮して次のとおり調整する。

なお、義務的補助金を除く全ての補助金、交付金等について、合併後においても補助効果等を踏まえて見直しを行う。

- 1 同一又は同種の団体・事業等に対する補助制度は、統合の方向で調整する。
- 2 各市町独自の団体・事業等に対する補助制度は、合理的な理由がある場合については、当面現行制度を認めるが、市域全体の均衡を保つように原則合併後 3 年以内を目途に調整する。

## 協議第 3 2 号

### 地域自治区等の設置及び都市内分権について（継続協議）

地域自治区等の設置及び都市内分権について、次のとおり協議を求める。

平成 17 年 3 月 13 日提出

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長 小川 勇夫

合併前の地域の歴史や文化などの特色を生かしつつ、合併後の新市における一体的なまちづくりを円滑に進めるための経過措置として、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条の 5 第 1 項の規定に基づく地域自治区を次の「地域自治区の設置に関する協議」のとおり設置する。

新市全体の都市内分権の在り方については、合併後 5 年を目途に検討する。この場合において、都市内分権の在り方の検討結果が、本協議事項に影響を及ぼすと認めるときは、設置期間等協議事項を変更する措置を講ずる。

### 地域自治区の設置に関する協議

（地域自治区の設置）

第 1 条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条の 5 第 1 項の規定に基づき、合併前の津久井町及び相模湖町に、それぞれの区域を単位とした地域自治区を設置する。

（地域自治区の名称）

第 2 条 地域自治区の名称は、それぞれ津久井町及び相模湖町とする。

（地域自治区の設置期間）

第 3 条 地域自治区の設置期間は、合併の日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

（地域自治区の事務所）

第 4 条 地域自治区の事務所（以下「事務所」という。）の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

地域自治区	事務所の位置	事務所の名称	事務所の所管区域
津久井町	相模原市津久井町中野 6 3 3 番地	津久井町地域自治区事務所	合併前の津久井町の 区域
相模湖町	相模原市相模湖町与瀬 8 9 6 番地	相模湖町地域自治区事務所	合併前の相模湖町の 区域

2 事務所は、市長の権限に属する事務の一部を分掌し、及び次条に規定する地域協議会の庶務を処理する。

3 事務所に事務所長を置き、事務吏員をもって充てる。

(地域協議会の設置)

第5条 地域の住民の意見を反映させるため、地域自治区に地域協議会を設置する。

2 地域協議会の名称は、それぞれ津久井町地域協議会及び相模湖町地域協議会とする。

(地域協議会の構成員)

第6条 地域協議会を組織する構成員(以下「構成員」という。)は、当該地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任する。

2 市長は、構成員の選任に当たっては、当該地域自治区の住民の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

3 構成員の定数は、それぞれ30人以内とする。

4 構成員の任期は、2年とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 構成員は、再任を妨げない。

6 構成員には、報酬は、支給しない。

(地域協議会の会長及び副会長)

第7条 地域協議会に会長及び副会長1人を置き、構成員の互選により定める。

2 会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期による。

3 会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。

4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、会長及び副会長を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるときその他その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反その他会長又は副会長たるに適しない非行があると認めるとき。

(地域協議会の権限)

第8条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

(1) 当該事務所が所掌する事務に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する当該地域自治区の区域に係る事務に関する事項

(3) 市の事務処理に当たっての当該地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市長は、次に掲げる事項であって地域自治区の区域に係るものについては、あらかじめ、当該地域協議会の意見を聴かななければならない。

(1) 新市建設計画の変更に関する事項

(2) 合併協議会における協議事項及び重要な事務事業の調整方針の変更に関する事項

(3) 基本構想及び総合計画の策定又は変更に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認める重要事項

3 市長その他の市の機関は、前2項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な

措置を講じなければならない。

(地域協議会の会議)

第9条 地域協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 3 会長は、構成員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 4 会議は、構成員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長は、審議上必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 7 会議は原則として公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

(委任)

第10条 この協議書に定めるもののほか、地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 協議第28号

### 一部事務組合等の取扱いについて（修正協議）

一部事務組合等の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成17年3月13日提出

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長 小川 勇夫

#### 1 一部事務組合の取扱い

##### (1) 津久井郡広域行政組合

津久井町及び相模湖町は、その加入している津久井郡広域行政組合について、合併の期日の前日をもって解散する方向で調整する。なお、津久井郡広域行政組合が行っている業務については、住民サービスに支障をきたさないよう対応する。

##### (2) 相模湖モーターボート競走組合

津久井町及び相模湖町が加入している相模湖モーターボート競走組合については、平成17年3月31日をもって解散することを確認する。

##### (3) 神奈川県市町村職員退職手当組合

津久井町及び相模湖町が加入している神奈川県市町村職員退職手当組合については、合併の期日の前日をもって脱退し、その事務は、新市に引き継ぐ。

#### 2 機関等の共同設置の取扱い

相模湖町が共同し設置している相模湖町・藤野町介護認定審査会については、合併の期日の前日までに廃止し、相模湖町に係るその事務は、新市に引き継ぐ。

#### 3 事務の委託の取扱い

##### (1) 公平委員会事務委託

津久井町及び相模湖町が神奈川県に委託している公平委員会事務については、合併の期日の前日をもって廃止し、その事務は、新市に引き継ぐ。

##### (2) 公共下水道使用料徴収事務委託

津久井町及び相模湖町が神奈川県に委託している公共下水道使用料徴収事務については、合併の期日の前日をもって廃止し、その事務は、新市に引き継ぐ。

#### 4 土地開発公社の取扱い

相模湖町に設置されている土地開発公社及び津久井町に設置されている財団法人津久井町開発公社については、合併の期日の前日までに解散し、その事務及び財産は、新市及び相模原市土地開発公社に引き継ぐ。

相模原市に設置されている相模原市土地開発公社については、新市において存続する。

## 5 第3セクターの取扱い

相模原市に設置されている民法法人・商法法人等については、新市において存続する。

相模湖町に設置されている財団法人相模湖周辺環境整備公社については、合併の期日の前日までに解散する方向で調整する。

一部事務組合等の状況

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
1 一部事務組合	-	津久井郡広域行政組合	津久井郡広域行政組合	津久井郡広域行政組合	津久井郡広域行政組合
	-	相模湖モーターボート競走組合	相模湖モーターボート競走組合	相模湖モーターボート競走組合	相模湖モーターボート競走組合
	-	神奈川県市町村職員退職手当組合	神奈川県市町村職員退職手当組合	神奈川県市町村職員退職手当組合	神奈川県市町村職員退職手当組合
2 機関等の共同設置	-	-	-	相模湖町・藤野町介護認定審査会	相模湖町・藤野町介護認定審査会
3 事務の委託	-	神奈川県公平委員会事務委託	神奈川県公平委員会事務委託	神奈川県公平委員会事務委託	神奈川県公平委員会事務委託
	公共下水道使用料の徴収事務委託	公共下水道使用料の徴収事務委託	公共下水道使用料の徴収事務委託	公共下水道使用料の徴収事務委託	公共下水道使用料の徴収事務委託
4 土地開発公社	相模原市土地開発公社	城山町土地開発公社	-	相模湖町土地開発公社	-
5 第3セクター	-	-	財団法人 津久井町開発公社	-	-
	財団法人 相模原市民文化財団	-	-	-	-
	財団法人 相模原市都市整備公社	-	-	-	-
	財団法人 相模原市産業振興財団	-	-	-	-
	株式会社 さがみはら産業創造センター	-	-	-	-
	財団法人 相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンター	-	-	-	-
	社団法人 相模原市畜産振興協会	-	-	-	-
	財団法人 相模原市みどりの協会	-	-	-	-
	財団法人 相模原市みちの協会	-	-	-	-
	-	-	-	財団法人 相模湖周辺環境整備公社	-

**協議第33号**

**新市まちづくり計画について（継続協議）**

新市まちづくり計画について、別紙のとおり協議を求める。

平成17年3月13日提出

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会会長 小川 勇夫